

福島県電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 本方針は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）第11条に基づき、本県が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

(環境に配慮した電力調達契約)

第2条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、本県が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、第4条に定める「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象機関)

第3条 本方針の対象機関は、「ふくしまエコオフィス実践計画」の対象となる知事部局、企業局、病院局、議会事務局、教育庁、各種委員（会）事務局、警察本部の地方機関を含む全ての機関（以下、「各部局等」という。）とする。

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

(1) 基本項目

- ア 二酸化炭素排出係数
- イ 未利用エネルギーの活用状況
- ウ 再生可能エネルギーの導入状況

(2) 加点項目

- ア 需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なダイヤモンド・リソースの取組、地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組
- イ 県内で生み出される再生可能エネルギー導入状況
- ウ 再生可能エネルギー100%電力メニューの設定状況

(入札参加資格)

第5条 本方針における入札参加資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- (2) 前条に定める環境評価項目について、別表「福島県環境に配慮した電力調達契約評価基準（以下「評価基準」という。）」により算定した環境評価項目の評価点の合計点数が70点以上であること。

(評価)

第6条 本県が行う電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、第4条に

定める環境評価項目を、別表「評価基準」により算定し、その評価点等を「福島県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書(様式1、以下「評価項目報告書」という。)」に記載し、随時、福島県知事に提出するものとする。

- 2 環境共生課長は、小売電気事業者から提出された評価項目報告書の内容を確認し、その評価点を判定する。
- 3 環境共生課長は、判定結果について、様式2により各部局等の長、また様式3により各小売電気事業者へ通知するものとする。

(入札参加資格の確認)

第7条 入札事務を担当する者は、様式3により小売電気事業者の評価点を確認し、入札参加資格の有無を確認するものとする。

(入札不調)

第8条 本方針に基づき入札を実施した結果、入札不調となり、改めて公告入札を行う場合は、本方針を適用しないことができる。

(その他)

第9条 本方針により定めるものの他、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第10条 本方針に係る事務処理等は、環境共生課において行う。

附則

- 1 この方針は、令和2年9月1日から施行する。
- 2 この方針は、第3条の規定にかかわらず、令和2年度については、総務部及び環境創造センターにおいて競争入札により電力を調達する際にのみ適用する。
なお、総務部においては、低圧電力入札及び高圧電力入札を優先する。

附則

- 1 この方針は、令和3年8月31日から施行する。

附則

- 1 この方針は、令和4年6月1日から施行する。

附則

- 1 この方針は、令和4年10月31日から施行する。

附則

- 1 この方針は、令和5年6月2日から施行する。

附則

- 1 この方針は、令和6年5月16日から施行する。

附則

- 1 この方針は、令和7年5月13日から施行する

別表（第5条関係）

福島県環境に配慮した電力調達契約評価基準

基本項目	区分	配点
（１）二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）(kg-CO2/kWh) ※１	0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.520 未満	40
	0.520 以上	0
（２）未利用エネルギーの活用状況（前年度実績） ※２，３，４，５、１２	0.675% 以上	10
	0% 超 0.675% 未満	5
	活用していない	0
（３）再生可能エネルギー導入状況（前年度実績） ※６，７，８、１２	15.00% 以上	20
	8.00% 以上 15.00% 未満	15
	3.00% 以上 8.00% 未満	10
	0% 超 3.00% 未満	5
	導入していない	0
加点項目	区分	配点
（４）省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組 ※９	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0
（５）福島県内産再生可能エネルギー導入状況（前年度実績） ※６，１０、１２	導入あり	15
	導入なし	0
（６）再生可能エネルギー100%電力メニューの設定状況 ※11	設定している	5
	設定していない	0

※１ 二酸化炭素排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの又は同法に基づき小売電気事業者が算定した最新の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。

※2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。
（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））
をいう。

①工場等の廃熱または排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法
（平成23年法律第108号。以下、「再エネ特措法」という。）第2条第3項において定める再生可能
エネルギー源に該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス

※3 未利用エネルギーの活用状況の算出方法は以下のとおりとする。

◎前年度の未利用エネルギーの活用状況（％）＝①／②×100

①前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）

②前年度の供給電力量（需要端）（kWh）

※4 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと
混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量
が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない
化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃
焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分
とする。

※5 前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（①）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
また、前年度の供給電力量（②）には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※6 再生可能エネルギー導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は、再エネ特措法施行細
則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風
力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱又はバイオマス）による電気を対象
とする。

※7 再生可能エネルギーの導入状況は、各小売電気事業者からの申告による。

再生可能エネルギー導入状況は以下の算定式によるもの。

ただし、①から⑤の再生可能エネルギー電気の利用量は小売電気事業者の調整後排出係数の算定に
用いたものに限る。

◎前年度の再生可能エネルギーの導入状況（％）＝（①+②+③+④+⑤）／⑥×100

①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他社から購入した再生可能エネ
ルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の
量（送電端（kWh））

②グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証
されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）

- ③J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)
- ④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)
- ⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT 非化石証書の量 (kWh)
- ⑥前年度の供給電力量 (需要端 (kWh))

※8 前年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①から⑤) には他小売電気事業者への販売分は含まない。また、前年度の供給電力量 (⑥) には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※9 需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なデマンド・レスポンスの取組、地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組については、各小売電気事業者の申告による。

需要家の省エネルギーの促進、電力ひっ迫時における使用量抑制等に資する取組及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する取組を評価する。

具体的な評価内容の例としては、下記のとおり。

- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること。
- ・需給ひっ迫時等において、供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること。
- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを有していること。
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること。

※10 福島県内産再生可能エネルギー導入状況は、各小売電気事業者からの申告による。

※11 再生可能エネルギー100%の電力メニューとは、様式1提出時に、各小売電気事業者が提供する電力メニューのうち、再生可能エネルギー (再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー電源及び出力3万kW以上の水力発電 (ただし、揚水発電を除く。)) 比率が100%であるメニューをいう。

※12 「福島県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書 (様式1)」の提出時において、前年度実績が確定しない場合は、前々年度の実績を報告すること。